

データ処理契約

本データ処理契約（以下「**本 DPA**」といいます。）は、効力発生日付けでお客様と UiPath（以下に定義され、それぞれ「**当事者**」といい、総称して「**当事者ら**」といいます。）との間で締結されます。本 DPA に署名することにより、署名した者はお客様を法的に拘束する資格を有することを表明します。

1. **定義** 本 DPA において定義される用語は、以下に定める意味を有するものとします。
 - a. 「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいいます。この場合、「**支配**」とは、当事者の議決権若しくは持分の 50% 超を直接若しくは間接的に支配すること、又はかかる当事者の経営及び／若しくは事業戦略を指示し、若しくは指示させる権限をいいます。
 - b. 「**適用あるデータ保護法令**」とは、あらゆる適用あるデータ保護及びプライバシー関連法をいい、該当する場合は、個人データ保護に関する規則（EU）2016/679（以下「**GDPR**」といいます。）及びカリフォルニア州プライバシー権法（その後の改正を含みます。）（以下「**CPRA**」といいます。）並びに英国に関する場合に限り、2018 年データ保護法、GDPR を施行する（2018 年 EU 離脱法に基づき組み込まれ、2019 年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU 離脱）規則によって改正された）一般データ保護規則（以下「**英国 GDPR**」といいます。）及びスイスに関する場合に限り、1992 年スイス連邦データ保護法（その後の改正を含みます。）（以下「**FADP**」といいます。）を含みますが、これらに限定されません。
 - c. 「**本クラウドサービス**」とは、場合により、主契約に基づき、UiPath が管理するホスト環境において UiPath がお客様に提供するソフトウェア、製品又はサービスをいい、それによりお客様から UiPath に対し電子的又は物理的通信手段を通じて個人データの移転が行われるものをいいます。
 - d. 「**お客様**」とは、本 DPA に署名する管理者又は処理者で、自ら及びその関係会社のために行為する(i)有効に締結されたライセンス契約上の UiPath の顧客又は(ii)有効に締結されたパートナー契約上の UiPath のパートナーのいずれかをいいます。
 - e. 「**管理者**」、「**処理者**」、「**データ主体**」、「**処理**」及び「**監督機関**」は、GDPR で定められる意味を有するものとします。
 - f. 「**データ主体**」とは、GDPR で定められる意味を有するものとし、本 DPA においては、本 DPA に基づきその個人データが管理者から処理者に対し適法に移転されるデータ主体をいいます。
 - g. 「**欧州**」とは、欧州連合、欧州経済領域、スイス及び英国をいいます。
 - h. 「**インシデント**」とは、本 DPA の目的のために UiPath によって送信、保存その他の処理がなされたお客様の個人データに対する偶発的又は違法な破壊、滅失、変更、許可されていない開示又はアクセスをもたらす確認されたセキュリティ侵害をいいます。
 - i. 「**主契約**」とは、お客様と UiPath の間で締結された契約で、本 DPA により企図される個人データ処理の基礎をなすものをいいます。
 - j. 「**個人データ**」とは、GDPR で定められる意味を有するものとし、本 DPA においては、本クラウドサービスを利用する際にお客様から UiPath に対し移転される個人データ、本サポートのチケットにおいて提供される個人データ、及び／又はデモ、概念実証及びプロフェッショナル・サービスのために共有される個人データをいいます。
 - k. 「**プロフェッショナル・サービス**」とは、本サポート以外の、該当する作業指示書（以下「**SOW**」といいます。）に明記された、UiPath がお客様に提供するサービスをいいます。
 - l. 「**SCC**」とは、(i)2021 年 6 月 4 日付け欧州委員会実施決定（EU）2021/914 によって承認された欧州議会及び欧州理事会の EU 規則 2016/679 に基づく第三国への個人データの移転に係る標準契約条項（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D0914&from=EN> 又は後継ウェブサイトにおいて閲覧可能なもの）（以下「**EU SCC**」といいます。）、(ii)英国の十分性規制の対象ではない国への英国からの移転に関して、情報コミッショナーが発行した EU 委員会標準契約条項の国際データ移転補遺若しくは国際データ移転契約（<https://ico.org.uk/media/for-organisations/documents/4019539/international-data-transfer->

[addendum.pdf](#) 又は後継ウェブサイトにおいて閲覧可能なもの及び該当する場合は英国 GDPR に従うもの）（以下「**英国 SCC**」といいます。）をいいます。

- m. 「**本サービス**」とは、お客様のために行われる本クラウドサービス、本サポート、プロフェッショナル・サービス、概念実証及び／又はデモをいいます。
- n. 「**復処理者**」とは、個人データ処理を UiPath に代わって行う、UiPath により任命された第三者委託先をいい、(i)トラスト・ポータル又は後継ウェブサイトにおいて入手可能な復処理者一覧（<https://www.uipath.com/assets/downloads/subprocessors>）に掲載されるか又は(ii)プロフェッショナル・サービスの場合は、要求に応じて若しくは関連する SOW においてお客様に別途通知されます。
- o. 「**本サポート**」とは、ライセンス期間中の本ソフトウェアに適用されるメンテナンス及びサービス・レベルであってトラスト・ポータルで閲覧可能なサポート条項に規定されるものをいいます。
- p. 「**第三国**」とは、第三国、当該第三国域内の領域若しくは一つ若しくは複数の特定の部門又は国際機関で、欧州連合又は欧州経済領域の一員ではないものをいいます。
- q. 「**移転保護措置**」とは、GDPR に従い第三国に対する個人データの適法な移転を可能にする対応策をいいます。当該措置は、SCC、十分性認定、拘束的企業準則等を含みますが、これらに限定されません。
- r. 「**トラスト・ポータル**」とは、<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security> 又は後継ウェブサイトにおいて UiPath により随時提供及び変更される一連の文書及びポリシーであって、参照により本 DPA に組み込まれるものを総称していいます。
- s. 「**UiPath**」とは、本 DPA 上の処理者である UiPath 株式会社、UiPath Inc.及び UiPath SRL をいいます。

2. 目的及びガバナンス

2.1 目的 お客様及び UiPath は、個人データ保護に関する法的要請に従い、主契約の履行により処理される個人データの保護に関するそれぞれの責任を定めるために、本 DPA を締結しました。当事者らは、本 DPA に基づき、お客様が管理者又は他の管理者の処理者（場合によります。）として行為し、UiPath が処理者として行為することに合意します。お客様は、以下の場合に個人データを UiPath に移転してはなりません。

- a. UiPath は、お客様及びデータ主体に対する配慮から、プレビュー、早期アクセス又は評価のために UiPath が提供する製品又はサービスで個人データを使用することを契約上禁止又は制限する可能性があります。UiPath はその詳細を当該製品又はサービスの利用規約に定めています。
- b. 制定法により、もっぱら一定の手続（データのローカライゼーション、認証、適切な規制機関への登録等）に従うことを条件として、個人データのプロバイダーへの移転は認められているものの、かかる手続が履行されない場合
- c. ペイメントカード・インダストリー・データセキュリティ基準に定義されるカード会員データ（以下「CHD」といいます。）及びセンシティブ認証データ（以下「SAD」といいます。）の使用

お客様は、本条に抵触する開示を行った場合、速やかに privacy@uipath.com に通知しなければなりません。

2.2 ガバナンス 本 DPA は、主契約及び本 DPA に基づく合意に従い、お客様が利用する本サービスについて、もっぱらお客様から UiPath に個人データが移転される場合を対象に適用されます。お客様は、処理のために送信された個人データに対する完全な支配権を有し、適用あるデータ保護法令を遵守し、本サービスの利用が自らの遵守義務及び契約上の義務に準拠しているかを評価し、本 DPA に従った個人データの処理に関する全ての権利、権限及び同意（該当する場合、UiPath を処理者として使用することについてのお客様の管理者による承認を含みます。）を取得する責任を負います。本 DPA は以下のシナリオで処理された個人データには適用されません。

- a. お客様が第三者のクラウドインテグレーションを利用することに伴うもの。当該個人データは、第三者クラウドインテグレーションの規約及びプライバシーポリシーに服します。
- b. UiPath の本サービスが UiPath 自身又はその復処理者によってホスティングされない場合で、お客様から UiPath への個人データの移転を伴わないもの。

- c. アカウント又は連絡先情報が(i)本サービスへのアクセスを可能にするために、(ii)セキュリティ、詐欺防止、パフォーマンスの監視、事業継続の目的で、(iii)ユーザー関連の連絡（プレファレンス、サポート、通知等）を管理するために、又は(iv)請求目的で処理される場合。
- d. 主契約に従って製品の最適化、改善、セキュリティ、可用性及び確実性を確保する目的で製品利用データ（製品、特性、サービスの利用に関する指標等）を測定するため。

3. DPA の対象

3.1. 管理者から処理者へ 適用あるデータ保護法令に従い、当事者らは、お客様が、本サービスの利用によってお客様から UiPath に移転される個人データの管理者又は管理者のために行う処理者であることに合意します。

3.2. 適用範囲 本 DPA は、当事者らの一般的な権利及び義務並びに本 DPA に添付の別紙 A（処理の詳細）に詳述されている、個人データ処理に関する具体的な情報及び詳細（すなわち目的、期間、各処理の性質及び目的、個人データの種類並びにデータ主体）について規定しています。別紙 A（処理の詳細）に記載される処理の詳細の変更は、お客様からの書面による指示に基づいてのみ行うことができます。

4. 管理者の指示に従った処理

4.1. お客様の指示 UiPath は、お客様から書面で受領する指示書（附属書類 I に定められた内容を含みます。）に規定される制限に従い、かつ、かかる制限の範囲内においてインプット、アウトプット、及び個人データを含むお客様データを処理する必要があります。また、適用あるデータ保護法令によって認められる範囲で、お客様は、ワークフローデータ、並びに製品機能の改善及び新製品及び新サービスの開発のためのその他の技術データを匿名化し、使用する権利を UiPath に付与します。UiPath は、お客様の指示又はお客様から受領した指示の実行が適用あるデータ保護法令に違反するか又は違反するおそれがあると認めた場合、お客様に対し、不当な遅滞なく通知します。UiPath は、個人データの「売却（sell）」（CPRA において定められる意味を有します。）を行いません。個人データの処理が CPRA に服する限りにおいて、当事者らは、お客様が「事業者（Business）」であり、UiPath が「サービス提供者（Service Provider）」（いずれも CPRA に定義されます。）であることに合意します。

4.2. 処理の記録 UiPath は、GDPR 第 30 条(2)に基づき要求される個人データに係る記録を保管するものとし、お客様に代わり行う個人データの処理に該当する限りにおいて、書面による要求に応じてお客様がかかる記録を入手できるようにするものとします。

5. 機密性の維持及びセキュリティ

5.1. 機密性の維持 UiPath は、個人データ及び処理活動の機密性を保持します。UiPath は、UiPath による個人データの処理を担当する者（従業員、請負業者又は復処理者のいずれか）が個人データの機密性の維持を行うことを保証するものとします。

5.2. 処理の保護 UiPath は、技術水準並びに個人の権利・自由に関するリスクの程度及び重大性を考慮し、自らが行う個人データ処理の保護に係る十分な水準を保証するため、トラスト・ポータルに反映されている ISO 27001 又は産業情報に関する類似のセキュリティ基準に沿って、技術的かつ組織的な慣行を実施します。UiPath は、処理活動のセキュリティ水準が低下しない限りにおいて、自らの慣行を修正又は更新する権利を有します。UiPath の慣行にかかわらず、お客様は、自己の認証情報及び／又は自己の管理下にあるコンポーネントのうち個人データ部分を保護し、本サービスの利用時にプライバシー及びセキュリティに関する義務が履行されているか否かを評価する責任を負います。

6. UiPath の義務

6.1. 個人データへのアクセス UiPath は、適用あるデータ保護法令（GDPR 第 12 条第 5 項を含みますが、これに限定されません。）に規定される制限に従い、かつ、かかる制限の範囲内で、個人データへのアクセスに係る以下の義務を履行します。

- a. UiPath は、データ主体から、適用あるデータ保護法令に基づく自らの権利を行使する旨の要求を受領した場合、速やかにお客様に知らせるものとします。
- b. UiPath は、技術的に可能な限りにおいて、個人データの抽出、削除その他個人データに関する作業にあたりお客様を支援するものとし、又は、可能な場合、個人データについて上記の作業を行う能力をお客様に提供するものとします。

- c. UiPath は、各本クラウドサービスの技術的な能力に応じて、商業的に合理的かつ適時の支援をお客様に提供するものとしませんが、かかる提供は、(i)適用あるデータ保護法令に基づくデータ主体の権利を行使するためのデータ主体からの要求及び(ii)個人データの処理に関連してデータ主体又は監督機関から受領したその他の問合せ又は苦情にお客様が対応できるようにするために行われるものとします。

6.2. インシデント UiPath は、お客様が適用あるデータ保護法令に基づく個人データ侵害報告義務を履行できるよう、インシデントの発生を認識してから不当な遅滞なくお客様に通知を行うものとし、合理的な情報及び協力をお客様に提供するものとします。当該通知は、お客様が提供し、UiPath の記録から入手可能な電子メールアドレス宛に送信されるものとします。お客様は、適切かつ最新の連絡先情報を提供することに責任を負います。当事者らは、インシデントの通知のみによって、インシデントに対する責任又は過失を UiPath が認めたことにはならないことに合意します。お客様は、個人データ侵害の通知に関する自らの法的義務を履行する責任を負うことを確認します。インシデントが発生したとお客様が疑う場合、お客様は、不当な遅滞なく、UiPath に対し privacy@uipath.com 宛に通知するものとします。

6.3. 支援 UiPath は、お客様から書面の要求があった場合、個人データの処理の結果又は影響評価の実施及び監督機関との協議においてお客様に合理的な支援を提供するものとします。UiPath は、本 DPA に含まれる処理活動に関し、監督当局が直接 UiPath に連絡した場合、お客様に対し、遅滞なく通知します。

7. お客様の権利

7.1. 遵守の証明 UiPath は、お客様から合理的な書面による要求があった場合、年に 1 回を上限として、(a)お客様から提供された書面によるセキュリティに関する質問票への回答又は当該質問票により要求される情報の参照先、(b)本 DPA の遵守状況の評価に必要な、個人データの処理に関する UiPath の技術的かつ組織的な慣行の説明を、不当な遅滞なくお客様に提供します。

7.2. 監査 立入監査又は遠隔監査が本 DPA 遵守状況の確認に必要であると、お客様が合理的かつ誠実に考える場合、お客様は、お客様又は第三者が監査を行うよう要求することができます。但し、以下の条件が適用されます。

- a. 監査計画は、当事者らにより、また、該当する場合は、第三者監査人により、提案された監査日の 8 週間前に合意されていなければなりません。当該監査計画には、監査の範囲、期間、第三者監査人及び当該監査開始日が記載されるものとし、当該監査計画は、UiPath の従業員及び取引相手方に対する UiPath の機密保持義務及びセキュリティ上の義務に従うものとします。
- b. 監査計画に記載された監査の範囲が、お客様の監査要求から 12 か月以内に行われた ISO、SOC 又はそれに類似する適正な第三者の検証報告においても取り扱われている場合、お客様は、当該報告及び検証されたデータ保護／セキュリティ対策の内容に重大な変更がない旨の UiPath による確認に同意及び依拠すること、したがって、監査は行われないことに同意します。
- c. 監査は、UiPath の方針に従い、1 年に 1 回を上限として行うことができ、かつ、営業時間内に実施されなければならない、UiPath の事業活動を妨害してはなりません。
- d. 監査は、機密保持契約が第三者監査人との間で締結された場合にのみ行うことができ、監査結果は機密に保持され、UiPath の授権代表者の書面による同意なく第三者に共有されません。
- e. 当事者らを拘束する制定法により禁止される場合を除き、お客様は、UiPath に対し、監査報告の写しを無償で提供しなければなりません。
- f. 監査は、お客様の費用負担で行われ、UiPath は、合理的な協力及び支援を提供します。

8. 復処理者

8.1. 任命及び授權 UiPath は、復処理者一覧に記載の復処理者を利用します。お客様は、以下の第 8.2 条に従って UiPath が新たな復処理者を起用することについてここに同意します。UiPath は、本 DPA において UiPath について定めたものと同一の機密保持義務及び個人データの保護に関する十分な保証を復処理者にも遵守させます。本サービスを提供するために UiPath が起用した復処理者は、お客様の要求により又はプロフェッショナル・サービスの関連する SOW において閲覧可能となるか又は特定されます。

8.2 復処理者の変更 UiPath は、復処理者を変更しようとする場合、お客様が提供し、UiPath の記録から入手可能な電子メールアドレスに宛ててお客様に書面の通知を送信します。お客様は、適用あるデータ保護法令上正当な理由があることを条件として、UiPath が変更をお客様に通知した日から 30 日以内に、privacy@uipath.com に宛てて UiPath に書面の通知を送信することにより、当該変更に関する異議を申し立てる権利及び該当する本サービスを終了する権利を行使することができます。上記の書面通知には少なくとも(i)終了予定の本サービスの名称及び(ii)終了日（UiPath がお客様に通知を行った日から 30 日以内の日）を記載するものとします。お客様は、主契約の解除（但し、新たな復処理者が起用される予定の本サービスに限定されます。）が、復処理者の変更に関する異議がある場合における、お客様の唯一かつ排他的な救済措置であることを確認します。UiPath は、本条に基づく異議及び終了の書面通知を受信しなかった場合、お客様が復処理者の変更を承諾したものと誠実にみなすものとします。お客様は、UiPath の通知の日付から 30 日以内であれば、異議に対する解決策を当事者らの間で誠実に協議するよう要請することができます。かかる協議は、異議申立期間を延長するものではなく、30 日間が経過した後に新たな復処理者を起用する UiPath の権利には影響を与えないものとします。

8.3. 復処理者の強制変更 復処理者の変更手続について定めた上記の規定にかかわらず、UiPath は、変更理由が UiPath の合理的な支配の及ばないものであり、規制、セキュリティ、システム保全、事業継続の目的上又はその他の緊急の理由により、速やかな交代が必要とされる場合には、お客様に事前の通知を行うことなく復処理者を交代させることができます。UiPath は、かかる変更後可能な限り速やかに、復処理者の交代についてお客様に通知するものとし、上記の手続が準用されます。

8.4. 関係会社 復処理者の変更手続について定めた上記の規定にかかわらず、お客様は、UiPath が自己の関係会社を復処理者に起用することを確認し、これに同意し、GDPR 第 28 条に基づく書面による授權をここに付与します。復処理者として行為する関係会社は、復処理者一覧に記載されています。

8.5. ホスティング・ロケーション 本クラウドサービスにおいてお客様がアップロードし、本サポートを目的として処理される個人データは、復処理者一覧に明示される地域においてホストされます。特定の本クラウドサービスにおいて技術的に実行される場合、お客様は、当該本クラウドサービスにおいて使用される個人データのホスティング・ロケーションを設定することができますが、バックアップについては、異なる設定がなされる可能性があります。

9. 個人データの越境移転

9.1. 移転保護措置 UiPath は、本 DPA に従い、かつ、適用あるデータ保護法令上許可されることにより、移転保護措置を行うこと及び／又は締結された SCC に依拠すること、並びに全ての移転が移転保護措置及び／又は SCC に基づく旨保証することによってのみ、お客様又は本サービスを利用するお客様の関係会社が所在する国以外でも個人データを処理します（復処理者を起用して行う場合を含みます。）。

9.2. SCC UiPath が第三国に所在しておらず、GDPR 又は欧州で適用される個人の保護又はプライバシーに関連するその他の法律に基づく個人データ輸出者として行為する場合、UiPath は、第三国に所在する個人データ輸入者としての各復処理者との間で SCC を締結しており、又は、かかる各復処理者に係る移転保護措置に依拠します。UiPath が第三国に所在し、GDPR 又は欧州で適用される個人の保護又はプライバシーに関連するその他の法律に基づく個人データ輸入者として行為する場合、移転保護措置が提供されない限りにおいて、UiPath 及び個人データ輸出者として行為するお客様は、SCC を締結し、SCC が以下のとおり適用され、本 DPA に組み込まれることについてここに同意します：(a)モジュール 2（処理者から管理者への移転）は、お客様が管理者である場合に適用されるものとし、(b)モジュール 3（処理者から処理者への移転）は、お客様が処理者である場合に適用されます。

9.3. 処理の内容 SCC 並びにその付属書類 I 及び II により要求される詳細は、後記別紙 B に記載のとおりです。

9.4. SCC の修正 UiPath がお客様に別段の通知をする場合を除き、効力発生日後に欧州委員会が SCC を修正した場合、当該修正後の SCC は、本条に基づき、当事者間で締結した SCC に優先し、取って代わるものとします。また、管轄権を有する裁判所又は監督機関が（理由の如何を問わず）本 DPA に記載の対策について、第三国への個人データの適法な移転において依拠することができないと命令する場合、お客様は、UiPath が適法な移転を可能とするために合理的に求められる追加措置又は保護措置を実施することができることに同意します。

10. 有効期間及び終了

10.1. 有効期間 本 DPA は、効力発生日に効力を生じ、お客様が主契約に基づき本サービスを利用する限り有効であり続けますが、主契約の期間を超えることはありません。当事者らは、書面により本 DPA の終了を合意することができます。

10.2 終了の効果 主契約の終了に伴い、また、お客様の書面による明示的な指示に基づき、UiPath は個人データが、お客様の要求に従い、削除されるか、又は手動で若しくは技術的に可能であれば該当する本サービスからの直接的な出力により、お客様に返還されるよう確保します。主契約の終了時にお客様からの書面による指示がなかった場合、当事者らは、本条が、お客様から UiPath への主契約の終了後合理的な期間内に適用あるデータ保護法令に従い個人データを削除又は匿名化するようにとの指示の通知を構成することに合意します。但し、適用ある法律により保存を要求される場合又は本サービスの機能により個人データがバックアップシステムにアーカイブされていた場合には、この限りではありません。

10.3 政府からのアクセス要請 UiPath は、政府機関からお客様の個人データ開示の正当な要請を受けた場合には、(a)当該要請がお客様に対して直接行われるようにあらゆる合理的な努力を尽くし、(b)かかる要請を受けた後、可能な限り速やかにお客様に対して通知し（かかる通知を行うことが法令により禁止されている場合は、この限りではありませんが、その場合には、UiPath は、かかる禁止が適用されないようにあらゆる適法な努力を尽くします。）、(c)慎重に評価を行った上で、データ移転先国の法令上根拠があると結論付けたときは、かかる開示命令の合法性を争います。UiPath は、それでもなお、お客様の個人データを開示せざるを得ない場合には、開示要請に応じるのに必要な最小限度のデータのみを開示します。

11. 責任

11.1 責任 各当事者は、本 DPA に基づく自らの作為及び／又は不作為について責任を負います。UiPath は、自らが任命した復処理者が遵守を怠った義務の履行につき、お客様に対して一切の責任を負い続けるものとします。

11.2 責任の制限 当事者らを拘束する適用ある法令により別段禁止される場合を除き、主契約に定める損害賠償の免責が本 DPA に基づく責任に適用され、本 DPA に起因又は関連する全ての（個別の及び総合的な）違反及び請求、並びに本 DPA により企図される全てのデータ処理活動についての各当事者及び／又はそれぞれの関係会社の責任の合計額は、主契約に定める責任の上限又は制限を超えないものとします。本制限は、当該請求が、契約、違反又は不法行為のいずれに起因するか及び責任の根拠にかかわらず適用されます。当事者らを拘束する適用ある法令により別段禁止される場合を除き、いずれの当事者も、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害若しくは懲罰的損害、利益の損失、評判の失墜、使用機会の喪失若しくは収益の喪失、又は事業の中断について、当該当事者がその可能性について通知されていたか否かにかかわらず、他方当事者に対する責任を負いません。UiPath は、お客様が本 DPA 又は適用あるプライバシーポリシー、法律又は規制を遵守しなかったことによって生じたいかなる損害についても責任を負いません。

12. 雑則

12.1 主契約 本 DPA は、主契約に基づく当事者らの権利及び義務を免除するものではなく、主契約は引き続き有効に存続します。本 DPA は、参照により主契約に組み込まれ、その一部を構成します。

12.2. 準拠法 本 DPA は、適用あるデータ保護法令により別段明示的に規定される場合を除き、ルーマニアの法律に従って解釈されるものとします。本 DPA に関連して紛争が生じ、当事者らがこれを円満に解決することができない場合は、ブカレストの裁判所の専属的管轄権に服します。

12.3. 完全合意 本 DPA は、その対象事項に関する当事者間の完全なる合意を構成し、当該事項に関して当事者間で従前に交わされたあらゆる書面若しくは口頭の合意又は本 DPA において当事者らが付与し若しくは負う権利義務に関する矛盾する規定に優先します。UiPath が本サービスにおいて新たな特性、機能又は提供物を導入する場合、本サービスにおけるかかる新たな特性、機能又は提供物のお客様による利用は、本 DPA を補足する追加の条件の対象となる場合があります。



別紙 A
処理の詳細

UiPath は、以下に定める詳細に従いお客様から受領した個人データを処理するものとします。

処理者たる UiPath の連絡先	privacy@uipath.com
処理の目的（理由）	製品及びサービスの提供、製品及びサービスの改善等、当事者らが締結する主契約を履行するため。詳細については https://docs.uipath.com/overview/other/latest/overview/use-of-customer-data-with-ai-center に記載の製品に関する文書に記載されています。
処理の種類	電子的手段による。
処理期間	主契約の存続期間中及び主契約の期間満了から処理者の内部規程に従いすべての個人データが処理者の記録から削除されるまでの期間
処理する個人データの種類	お客様が主契約に基づき利用される各本サービスについて決定するデータの種類
データ主体（例：従業員、お客様）	主契約に基づき本サービスを利用することによりお客様による UiPath に対する個人データ提供の対象となる個人
データストレージ／サーバーの場所	本クラウドサービス及び本サポートに適用されるデータ保管場所（お客様が利用する個々の本サービスにより異なります。）については、 https://www.uipath.com/assets/downloads/subprocessors からご確認ください。プロフェッショナル・サービスについては、お客様の要求により、該当する SOW において閲覧可能となるか又は特定されます。

別紙 B

- 標準契約条項並びに付属書類 I 及び II により要求される詳細

モジュールの選択		
標準契約条項	<u>モジュール 2</u> （管理者から処理者への移転）は、お客様が管理者の場合に適用される。 <u>モジュール 3</u> （処理者から処理者への移転）は、お客様が管理者の指示に基づき行為する処理者の場合に適用される。 <u>モジュール 4</u> （処理者から管理者への移転）は、お客様が第三国に所在する管理者であり、UiPath が処理者であって、個人データをお客様に再輸出する場合に適用される。	
オプションの選択		
第 7 条	第 7 条ドッキング条項は任意であり、当事者らはその採用を希望する。	
第 9 条(a)	<u>オプション 2</u> ：UiPath は、本 DPA 第 8 条に従って復処理者を起用する全般的な授權をお客様から付与されている。	
第 11 条(a)	第 11 条(a)の第 2 パラグラフは任意であり、当事者らはその採用を希望しない。	
第 17 条	<u>オプション 1</u> が選択されている（指定の加盟国を <u>ルーマニア</u> とする。）。	
第 18 条(b)	指定の加盟国を <u>ルーマニア</u> とする。	
付属書類 I		
当事者一覧		
データ輸出者	身元：	お客様、その関係会社及び主契約において定義される認定ユーザー
	連絡先：	データ輸出者の連絡先は主契約に記載する。
	本条項に基づき移転されるデータに係る活動：	主契約の履行のために必要とされる活動：主契約に基づくお客様の指示の実行、サービスの特性及び機能の継続的な改善、認定ユーザーへの連絡、本クラウドサービスに保存された個人データのバックアップ及び回復、セキュリティ、監視等
	役割：	管理者又は処理者
データ輸入者	身元：	UiPath Inc.（又は第三国を拠点とする同社の関係会社のうちの 1 社）
	連絡先：	privacy@uipath.com
	本条項に基づき移転されるデータに係る活動：	主契約の履行のために必要とされる活動：主契約に基づくお客様の指示の実行、サービスの特性及び機能の継続的な改善、認定ユーザーへの連絡、本クラウドサービスに保存された個人データのバックアップ及び回復、セキュリティ、監視等
	役割：	処理者
移転の詳細		

個人データが移転の対象となるデータ主体の種類	主契約に基づき本クラウドサービスを利用することによって管理者から処理者に個人データが提供される個人
移転される個人データの種類	管理者が主契約に基づき利用される各本クラウドサービスについて決定する個人データの種類
移転される機微データ	お客様が自動化ワークフローの中で使用するデータに依拠します。
移転の頻度	個人データは主契約の有効期間中継続的に移転されます。
処理の性質	当事者らの間で締結される主契約の履行に必要とされるところによります。
データ移転及び追加的な処理の目的	当事者らの間で締結される主契約の履行。移転されるデータは、以下を含みますが、これらに限定されないものに関連する場合があります。 a) 本クラウドサービス-主契約に基づくお客様の指示の保存、コンピュータ処理及び実行を含む本クラウドサービスを提供するための個人データの使用 b) プロフェッショナル・サービス-作業指示書に基づき合意されたプロフェッショナル・サービスの履行 c) 本サポート-主契約に定める文書に従い、UiPath ソフトウェアが作動しない場合にお客様が提出するサポートチケットの解決。これには、電話及び基本的なトラブルシューティングの履行が含まれる場合があります。 d) 概念実証、デモ-当事者らが個人データなしに概念実証及び／又はデモをお客様に提供することができないと合意した場合、これらを行うための UiPath による個人データの使用。但し、個人データの範囲は最小限とします。
個人データの保存期間	個人データは、主契約の存続期間にわたり、また、DPA 第 10.2 条に従い保存されます。
復処理者への移転	復処理者の一覧及び復処理者によって履行される処理業務は、 https://www.uipath.com/assets/downloads/subprocessors において閲覧可能です。
管轄監督機関	
データ輸出者による法令遵守を担保する責任を負う監督機関	管轄監督機関は、データ輸出者の設立国である EU 加盟国の機関又は法の作用により法令遵守を監督する権利を有するその他の監督機関とします。
付属書類 II - 技術的及び組織的な安全管理対策（データの安全性を担保するための技術的及び組織的な安全管理対策を含みます。）	
データ輸入者により実行される技術的及び組織的な安全管理対策の説明	UiPath は、少なくとも、本 DPA 及びトラスト・ポータル（https://www.uipath.com/legal/trust-and-security（又は後継ウェブサイト））に記載の技術的及び組織的な安全管理対策を維持します。お客様は、当該対策が本 DPA の目的に適切であることを認め、これに同意します。 当該対策は、UiPath がお客様の敷地内でプロフェッショナル・サービスを実行し、UiPath にお客様のシステム及びデータへのアクセスが提供される場合には適用されません。この場合、UiPath は、不正アクセスからのデータ保護に関するお客様の合理的なポリシーを遵守するものとします。
付属書類 III - 復処理者の一覧	
データ輸出者は、右のウェブサイト に列記されている副処理者らの利用を授權しました。	https://www.uipath.com/assets/downloads/subprocessors
英国からの移転 上記付属書類 1 に定める詳細を満たした EU SCC は、以下を条件として、英国からの移転に適用されます。	

適用法令	「指令 95/46/EC」又は「規則（EU）2016/679」への言及は、英国 GDPR への言及として理解されるものとします。
	「EU」、「連合」及び「加盟国法」への言及は、英国法への言及と理解されるものとします。
管轄機関	「管轄監督機関」及び「管轄裁判所」への言及は、英国における該当するデータ保護機関及び裁判所への言及と理解されるものとします。但し、上記で実施される EU SCC を英国 GDPR を遵守した当該データの合法的な移転に使用することができない場合は、この限りではありません。その場合、英国 SCC は代わりに、参照により組み込まれ、本 DPA の不可欠な部分を構成し、当該移転に適用されるものとします。この場合、英国 SCC の該当する付属書類又は付録には、（該当する場合）本 DPA の上記セクション 1 に含まれる情報を使用してデータを追加するものとします。
英国の国際データ移転契約（IDTA）の追加欄	データ輸入者から受領した個人データがデータ輸出者により収集された個人データと組み合わされるか：いいえ
	当事者らのうち、英国の IDTA を終了させることができる者： <u>両当事者</u>
	IDTA への適用法： <u>イングランド及びウェールズの法</u>
スイスからの移転 上記付属書類 1 に定める詳細を満たした EU SCC は、以下を条件として、スイスからの移転に適用されます。	
適用法令	「指令 95/46/EC」又は「規則（EU）2016/679」への言及は、FADP への言及として理解されるものとします。
管轄機関	「管轄監督機関」への言及は、「スイス連邦データ保護・情報委員会」（以下「FDPIIC」といいます。）への言及として理解されるものとします。
	管轄裁判所又は契約上の請求に関する規定への言及は、セクション 1 に定める加盟国への言及として理解されるものとします。但し、スイスにおけるデータ主体がスイスにおける自らの権利について請求を申し立てる可能性があることを条件とします。